

## 燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会PR業務委託仕様書

### 1 業務の目的

2020年開催の「第75回国民体育大会（燃ゆる感動かごしま国体）」及び「第20回全国障害者スポーツ大会（燃ゆる感動かごしま大会）」に向け、両大会のPRや情報提供を行うため、期日前イベントの開催や広報媒体による情報発信、広報啓発グッズの作成を行う。

### 2 委託期間

契約締結日から平成31年3月31日まで

### 3 業務委託の内容

#### (1) 期日前イベントの開催

- ① イベントは1回を予定し、企画から運営までを受託者で行うものとする。
- ② イベントの内容は本市開催競技等のPRにつながるもので、競技紹介や著名スポーツ選手による体験会など、集客力及びPR効果の高いイベントとし、VR（仮想現実）技術等を活用し、子供からお年寄りまで気軽に競技を体験、体感できる内容を含むものとする。
- ③ VR技術等により体験、体感できる競技は、本市開催の国民体育大会正式競技のうち、「セーリング」「アーチェリー」のいずれかを含む3競技以上と、障害者スポーツ大会正式競技の「陸上競技」のうち車いすを使用する競技を含むものとし、競技の選定にあたっては各競技の認知度等を考慮し、各競技について幅広く周知が図られるよう配慮すること。
- ④ VR技術等を用いた体験器具については、同時に3人以上が競技を体験、体感するのに必要な仕様とすること。
- ⑤ VRゴーグルなど、VR技術等を用いた体験器具については受託者で用意し、それら物品については期日前イベント後、燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会鹿児島市実行委員会（以下「実行委員会」という。）に帰属するものとする。なお、これらの体験器具については期日前イベントのほか、実行委員会が実施するPR活動等においても使用することができるものとする。
- ⑥ イベントの実施は受託者との協議により決定するが、屋外で実施する場合には荒天時の対応について示すこと。
- ⑦ イベントの時期は国体開催前の節目（2年前、700日前、600日前など）となる時期を目安に行うものとする。また、イベントは単独での実施のほか、他のスポーツ、文化等のイベントと合同で実施することもできる。

#### (2) 広報媒体を活用した情報発信

- ① 周知する内容は国体等の開催及び本市開催競技の紹介並びに国体リハーサル大会の開催を含むものとする。
- ② 発信回数は2回程度とする。
- ③ 媒体は受託者との協議により決定するが、特定の対象だけでなく広く市民に周知

広報がなされるよう配慮すること。

④ 発信時期など詳細は受託者との協議により決定する。

(3) 広報啓発グッズの作成

① グッズは (1) のイベントやその他実行委員会が実施するPR活動等で配布することを想定している。

② グッズのデザインは受託者が行うこととするが、必要に応じて実行委員会がデザインに必要な素材を提供することも可能である。

③ 作成種類は3種類以上で、作成数は合計で10,000個以上を目安とするが、提案された内容を踏まえ、受託者との協議により決定する。

④ 作成時期は受託者との協議により決定する。

⑤ グッズ配布が広く市民に国体等を周知、啓発することを目的としていることから、特定の配布対象のみをターゲットとした物品とならないよう配慮すること。

4 成果品

(1) 成果品は次のものを予定している。

① 業務実施報告書 2部

② 期日前イベントの記録写真 2部

③ 活用した広報媒体 記録用1部

④ 作成した広報啓発グッズ 記録用各1個

⑤ その他本業務に必要なものとして作成したもの 2部

⑥ ①から⑤までのデータを格納した電子媒体 2部

⑦ 作成したVR技術等を用いた体験器具 1式

(2) 成果品の提出

受託者は、業務が完了したときは速やかに所定の成果品を実行委員会へ提出し、検査を受けなければならない。また、受託者は、中間段階における成果品を求められたときは、速やかに実行委員会へ提出しなければならない。

(3) 成果品の訂正

受託者は、提出した成果品の誤り又は訂正事項があった場合は、業務完了後であっても実行委員会と協議のうえ、受託者の負担において速やかに訂正し、実行委員会へ再提出しなければならない。

5 業務遂行に関する協議等

(1) 業務計画書等の提出

受託者は、契約締結後10日以内に速やかに業務計画書を実行委員会に提出し、承諾を得ること。

(2) 業務担当者の選定

業務の遂行にあたっては、業務に精通した専門家等、適切かつ十分な人材を配置すること。

(3) 秘密の保持

受託者（受託者が雇用した者も含む）は、委託業務の遂行上知り得た一切の事項について、業務中はもとより業務完了後もこれを第三者に漏えいしてはならない。

(4) 業務の報告

受託者は、業務の遂行について随時、経過報告を実行委員会へ行い、実行委員会との密接な連携に努め、その指示に従うものとする。

6 資料等の貸与及び返還

(1) 資料等の貸与

受託者は、業務の遂行に必要な資料等の貸与を実行委員会へ申し出ることができる。

(2) 資料等の返還

受託者は、貸与された資料等について業務の完了後速やかに実行委員会へ返還しなければならない。

7 成果品の帰属

本委託契約の実施に伴い取得した物品、特許権及び著作権等は、原則として実行委員会に帰属するものとする。